

○文部科学省告示第九十八号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十二条の規定に基づき、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における小学校学習指導要領（平成十年文部省告示第七十五号）の特例を次のように定め、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十年六月十三日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

1 総則

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで（以下「平成21年度」という。）及び平成22年4月1日から平成23年3月31日まで（以下「平成22年度」という。）の教育課程の編成に当たっては、小学校学習指導要領（平成10年文部省告示第175号）（以下「現行小学校学習指導要領」という。）第1章の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 教育課程編成の一般方針，授業時数等の取扱い及び指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項については，現行小学校学習指導要領第1章第1，第4及び第5の規定にかかわらず，小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）（以下「新小学校学習指導要領」という。）第1章第1，第3及び第4の規定（外国語活動に関する部分については，学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第 号）による改正後の学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第5号。以下「改正省令」という。）附則第2項の規定により外国語活動を加えて教育課程を編成する場合に限る。）によること。
- (2) 外国語活動の授業時数の取扱いについては，改正省令附則第3項の規定によるほか，新小学校学習指導要領の第1章第3の1の規定にかかわらず，年間，学期ごと，月ごとなどに適切な授業時数を充てること。
- (3) 総合的な学習の時間の取扱いについては，現行小学校学習指導要領第1章第3の規定にかかわらず，新小学校学習指導要領第5章の規定によること。

2 国語

平成21年度及び平成22年度の第1学年から第6学年までの国語の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領第2章第1節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第1節の規定によることができる。ただし，現行小学校学習指導要領による場合には，平成22年度の第3学年の国語の指導に当たっては，新小学校学習指導要領第2章第1節第2の〔第3学年及び第4学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(ア)に規定する事項を加えるものとする。

3 社会

平成21年度及び平成22年度の第3学年から第6学年までの社会の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第2節の規定によることができる。ただし、現行小学校学習指導要領による場合には、次のとおりとする。

- (1) 平成21年度及び平成22年度の第3学年及び第4学年の社会の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2の〔第3学年及び第4学年〕の2(6)アに規定する事項に、新小学校学習指導要領第2章第2節第2の〔第3学年及び第4学年〕の2(6)アに規定する事項のうち「我が国における自分たちの県（都，道，府）の地理的位置」及び「47都道府県の名称と位置」の部分の規定に係る事項を加えること。
- (2) 平成21年度の第3学年又は平成22年度の第3学年若しくは第4学年の社会の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2の〔第3学年及び第4学年〕の2(6)ウの規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第2章第2節第2の〔第3学年及び第4学年〕の2(6)ウの規定によること。
- (3) 平成21年度及び平成22年度の第5学年の社会の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2の〔第5学年〕の2(4)アのうち「国土の位置」の部分の規定に係る事項を省略し、新小学校学習指導要領第2章第2節第2の〔第5学年〕の2(1)アに規定する事項を加えること。

4 算数

- (1) 次の表の第1欄に掲げる年度の同表の第2欄に掲げる学年の算数の指導に当たっては、それぞれ、現行小学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る同表の第3欄に掲げる事項を省略し、現行小学校学習指導要領第2章第3節第2の規定のうち同学年に係る同表の第4欄に掲げる規定は適用しないものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄

平成21年度	第5学年	2 A (4) エ	3 (3)
	第6学年	2 A (2) ウ	3 (2)
平成22年度	第2学年	2 B (2)	
	第3学年	2 B (3) アのうち「日, 時, 分」に関する部分, 2 C (1), 2 [用語・記号]のうち「直角」	
	第4学年	2 C (1)	
	第5学年	2 A (3) ア, 2 A (4) エ, 2 A (5), 2 B (1) イ, 2 C (1) ア及びイ, 2 D (1)のうち整数の四則に関して成り立つ性質に関する部分, 2 [用語・記号]のうち「平行 垂直 対角線」	3 (3)
	第6学年	2 A (2) ウ, 2 C (1) ア及びイ, 2 [用語・記号]のうち「平面」	3 (2)

(2) 次の表の第1欄に掲げる年度の同表の第2欄に掲げる学年の算数の指導に当たっては, それぞれ, 現行小学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る第3欄に掲げる事項に, 新小学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第4欄に掲げる学年に係る同表の第5欄に掲げる事項を加え, 新小学校学習指導要領第2章第3節第2の規定のうち同学年に係る同表の第6欄に掲げる規定を適用するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
平成21年度	第1学年	2 A (1)	第1学年	2 A (1) カ	
		2 A (2)	第1学年	2 A (2) ウ	
		2 B (1)	第1学年	2 B (1)のうち「面積, 体積」に関する部分	
		2 B	第1学年	2 B (2)	

第2学年	2 A (1)	第2学年		3 (1)
	2 A (2)	第2学年	2 A (2) イ	
	2 B	第2学年	2 B (3)	
	2 C (1)	第2学年	2 C (1) イ及びウ	
	2 [用語・記号]	第2学年	2 [用語・記号]のうち「直角 頂点 辺 面 > <」	
第3学年	2 A (1)	第3学年		3 (1)
	2 A (2)	第3学年	2 A (2)のうち4位数の加法及び減法に関する部分	
	2 A (3)	第3学年	2 A (3)のうち3位数に2位数をかける乗法に関する部分	
	2 B (1) エ	第3学年		3 (7)
	2 C	第3学年	2 C (1)	
第4学年	2 A (2)	第4学年	2 A (2) ウ	
	2 A	第4学年	2 A (5) ウ, 2 A (7)	
	2 B (1) イ	第4学年		3 (5)
	2 C	第4学年	2 C (1), 2 C (2)	3 (6)
	2 D	第4学年	2 D (3)のうち整数の四則に関して成り立つ性質に関	

			する部分		
		2〔用語・記号〕	第4学年	2〔用語・記号〕のうち「以上 以下 未満 平行 垂直 対角線 平面」	
第5学年		2 A (4)	第4学年	2 A (6)イ	
		2 B (1)	第5学年	2 B (1)アのうち「ひし形及び台形の面積の求め方」に関する部分	
		2 C (1)	第5学年	2 C (1)ア及びイ	
		2 C	第4学年	2 C (2)	3 (6)
		2〔用語・記号〕	第4学年	2〔用語・記号〕のうち「平面」	
第6学年		2 A (2)	第5学年	2 A (4)オ	
		2 B	第6学年	2 B (5)	
		2 C	第5学年	2 C (1)イ	
			第6学年	2 C (1)ア	
		2 D	第6学年	2 D (3)	
平成22年度	第1学年	2 A (1)	第1学年	2 A (1)カ	
		2 A (2)	第1学年	2 A (2)ウ	
		2 B (1)	第1学年	2 B (1)のうち「面積, 体積」に関する部分	
		2 B	第1学年	2 B (2)	
		2	第1学年	2 D (2)	

第2学年	2 A (1)	第2学年	2 A (1) オ	3 (1)
	2 A (2)	第2学年	2 A (2) イ	
	2 B	第2学年	2 B (2) 及び(3)	
	2 C (1)	第2学年	2 C (1) イ及びウ	
	2〔用語・記号〕	第2学年	2〔用語・記号〕のうち「直角 頂点 辺 面 > <」	
第3学年	2 A (1)	第3学年		3 (1)
	2 A (2)	第3学年	2 A (2)のうち4位数の加法及び減法に関する部分	
	2 A (3)	第3学年	2 A (3)のうち3位数に2位数をかける乗法に関する部分	
	2 A (4)	第3学年	2 A (4) エ	
	2 A	第3学年	2 A (5) 及び(6)	3 (6)
	2 B (1) エ	第3学年		3 (7)
	2 C	第3学年	2 C (1)	
	2 D	第3学年	2 D (2) イ	
	2〔用語・記号〕	第3学年	2〔用語・記号〕のうち「不等号 小数点 $\frac{1}{10}$ の位 数直線 分母 分子」	

第4学年	2 A (2)	第4学年	2 A (2) ウ	
	2 A	第4学年	2 A (5) ウ, 2 A (6) 及び(7)	
	2 B (1) イ	第4学年		3 (5)
	2 C	第4学年	2 C (1) 及び(2)	3 (6)
	2 D	第4学年	2 D (3)	
	2 [用語・記号]	第4学年	2 [用語・記号]のうち「以上 以下 未満 平行 垂直 対角線 平面」	
第5学年	2 A (1)	第5学年	2 A (1) イ	3 (1) (ただし, 「素数について触れる」に関する部分を除く。)
	2 A (4)	第4学年	2 A (6) イ	
		第5学年	2 A (4) ウ, エ, オ及びカ	
	2 B (1)	第5学年	2 B (1)のうち「ひし形及び台形の面積の求め方」に関する部分	
	2 B	第5学年	2 B (2) 及び(4)	
	2 C (1)	第5学年	2 C (1) ア及びイ	
	2 C	第5学年	2 C (2)	3 (3)
2	第5学年	2 [用語・記号]のうち「最大公約数 最小公倍数 通分 約分 底面		

				側面」	
	第6学年	2 A (2)	第5学年	2 A (4) オ	
		2 B	第6学年	2 B (5)	
		2 C	第6学年	2 C (1) ア	
		2 D	第6学年	2 D (3) 及び(5)	

(3) 平成21年度及び平成22年度の第1学年から第6学年までの算数の指導に当たっては、新小学校学習指導要領第2章第3節第2の2〔算数的活動〕に規定する事項を加えることができる。

5 理科

(1) 次の表の第1欄に掲げる年度の同表の第2欄に掲げる学年の理科の指導に当たっては、それぞれ、現行小学校学習指導要領第2章第4節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る同表の第3欄に掲げる事項を省略し、現行小学校学習指導要領第2章第4節第2の規定のうち同学年に係る同表の第4欄に掲げる規定は適用しないものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
平成21年度 及び平成22 年度	第3学年	2 A (1) ウ	
	第4学年	2 C (2) ア	
平成21年度	第5学年	2 B (2), 2 B (3) イ	3 (2) (ただし、「受精に至る過程は取り扱わない」に関する部分を除く。), 3 (4)
	第6学年		3 (4) ウ
平成22年度	第5学年	2 B (2), 2 B (3) イ, 2 C (1) ア	3 (2) (ただし、「受精に至る過程は取り扱わない」に関する部分を除く。), 3 (4)
	第6学年	2 B (3)	3 (4) ウ

(2) 次の表の第1欄に掲げる年度の同表の第2欄に掲げる学年の理科の指導に当たっては、それぞれ、現行小学校学習指導要領第2章第4節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る同表の第3欄に掲げる事項に、新小学校学習指導要領第2章第4節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る同表の第4欄に掲げる事項を加え、新小学校学習指導要領第2章第4節第2に規定する事項のうち同学年に係る同表の第5欄に掲げる規定を適用するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
平成21年度 及び平成22 年度	第3学年	2 A	2 B (2)	
		2 B	2 A (1) 及び (2)	
	第4学年	2 A	2 B (1)	3 (3)
		2 B (2)	2 A (2) ウ	
		2 C	2 B (3) ア	
平成21年度	第5学年	2 A (2)	2 B (2) イ	
		2 B	2 A (3)	
	第6学年	2 A (1)	2 B (1) エ	3 (2) イ
		2 A (2)	2 B (2) イ, 2 B (3) イ	
		2 B (3)	2 A (4) ウ	
		2 C	2 B (5)	3 (5)
平成22年度	第5学年	2 A (2)	2 B (2) イ	
		2 B	2 A (3)	
		2 C (1)	2 B (4) ア	
		2 C (2)	2 B (3) イ	

第6学年	2 A (1)	2 B (1) エ	3 (2) イ
	2 A (2)	2 B (2) イ, 2 B (3) イ	
	2 B	2 A (3), 2 A (4)	
	2 C	2 B (5)	3 (5)

6 生活

平成21年度及び平成22年度の第1学年及び第2学年の生活の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第5節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第5節の規定によることができる。

7 音楽

平成21年度及び平成22年度の第1学年から第6学年までの音楽の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。ただし、平成21年度及び平成22年度の第1学年から第6学年までの音楽の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第6節第2の〔第1学年及び第2学年〕、〔第3学年及び第4学年〕及び〔第5学年及び第6学年〕それぞれの2 A (5) アの規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第2章第6節第2の〔第1学年及び第2学年〕、〔第3学年及び第4学年〕及び〔第5学年及び第6学年〕それぞれの2 A (4) アの規定によるものとする。

8 図画工作

平成21年度及び平成22年度の第1学年から第6学年までの図画工作の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第7節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。

9 家庭

平成21年度及び平成22年度の第5学年及び第6学年の家庭の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第8節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第8節の規定によることができる。

10 体育

平成21年度及び平成22年度の第1学年から第6学年までの体育の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第9節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第9節の規定によることができる。

11 道徳

平成21年度及び平成22年度の第1学年から第6学年までの道徳の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第3章の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第3章の規定によるものとする。

12 外国語活動

改正省令附則第2項の規定により外国語活動を加えて教育課程を編成する場合における外国語活動の指導に当たっては、改正省令附則第3項の規定により各学校が定める授業時数に応じて、新小学校学習指導要領第4章の規定の全部又は一部によるものとする。

13 特別活動

平成21年度及び平成22年度の第1学年から第6学年までの特別活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第4章の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第6章の規定によるものとする。